

下北地域交通総合連携協議会 高齢者運転免許証自主返納支援事業

下北地域公共交通総合連携協議会（事務局：むつ市企画調整課）では、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた方を対象に、公共交通利用促進のための支援事業を実施します。

【対象者】 次のいずれにも該当すること

- 免許返納を行った日および事業の申請を行う日現在でむつ市および下北郡内町村に居住している70歳以上の方（昭和19年4月2日以前に生まれた方）
- 平成26年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方
- ※運転経歴証明書の交付申請は、むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内）、大間警察署などで行うことができます。（手数料1,000円）

【支援内容】

- 切符および定期券購入費用の支援
 - ・対象となる交通事業者は、下北交通(株)とジェイアールバス東北(株)大湊営業所です。
 - ・切符など購入費用の支援は、5,000円を上限とします。
 - ・一人一回に限ります。

【申請の流れ】

- ①対象者は、住民登録をしている市町村に申請してください。
 - ②市町村は、対象者に資格者証を交付します。
 - ③対象者は、バス事業者から切符または定期券を購入する際に資格者証を提出することで、5,000円を上限に代金の割り引きを受けることができます。
- ※切符などを購入する際には、運転経歴証明書をバス事業者に提示してください。

【申請に必要なもの】

- 運転経歴証明書
- 認印

【その他】

- 平成26年4月1日から申請の受付を開始します。（平成28年3月末まで）
- 資格者証の申請は、運転経歴証明書交付の日から6ヶ月以内です。
- 切符などの割引を受けることができる期限は、資格者証の発行日から6ヶ月以内です。

【お問合せ】企画・財政部門 担当：東出

運転免許の返納については

むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内） ☎ 22-1321

障がい者相談の時間が変わります

村では、毎月第3水曜日に、障がいのある方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう障がい者相談を実施しています。

4月から障がい者相談の時間が**午前10時30分～11時30分**に変更になります。

「例えばこんな相談・・・」

- 障がい者の福祉サービスを利用するにはどうすればいいのか？
- 将来の生活のことが心配・不安
- 医療・健康・就労・介護相談
- 施設などの活用や権利擁護

などいろいろな相談内容については、村から委託を受けたむつ市の相談支援事業所の専門員が、助言や情報提供をいたします。

障がいのある方、障害者手帳の有無や年齢は問いません。

また、ご家族や関係者の方々の相談も受け付けます。

相談料は無料で秘密は厳守しますので、お気軽においでください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：葛野

期	日
4月16日(水)	10月15日(水)
5月21日(水)	11月19日(水)
6月18日(水)	12月17日(水)
7月16日(水)	1月21日(水)
8月20日(水)	2月18日(水)
9月17日(水)	3月18日(水)

○時間・場所

午前10時30分～11時30分
役場 和室